

現状保存

- ・ 試掘調査によって遺構（住居跡等）・遺物包含層が確認されたが、遺構確認面と建造物の基礎最下部との間に**30cm以上の保護層を有する場合**、発掘調査は行わず**現状保存**として、工事立会とします。
- ・ この場合、工事主体者・土地所有者・施行責任者から**誓約書**をいただきます。

